

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水貯蔵タンクレベル検出用計装ドレン配管において、腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
2	1号機	ページング定例点検において、原子炉建屋1階の北西エリアページングスピーカー取付金具に変形が認められたため、当該金具を点検・修理	D	
3	1号機	取水路スクリーンの洗浄水配管に錆びが認められたため、当該配管を補修塗装	D	
4	1号機	中央制御室換気空調機（HVA-1A）起動及び停止に連動し、外気取入口ダンパーが全開・全閉する際、当該ダンパの開閉表示ランプの両点灯が認められたため、当該部を点検・修理	C	
5	1号機	ページング定例点検において、中央制御室当直長用ページング指令台1号機・2号機回線切替スイッチにおいて、切替不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
6	2号機	ページング定例点検において、原子炉建屋1階のページング用分岐箱の端子台において、錆が認められたため、当該端子台を交換	D	
7	3号機	非常用ガス処理系（B）冷却空気供給用配管の固定用止め具の外れが認められたため、当該止め具を修理	D	
8	3号機	平成18年度に単価契約で購入した未使用の計器について、年度末手続きで雑流動資産への振替手続きをすべきところ、なされていないことが認められたため、対応検討	C	
9	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）シリンダ浸水警報レベルスイッチに接続されているドレン受け下部フランジ部ボルトにおいて、油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	廃棄物処理建屋1階のプリコートポンプ及びシャワー室の扉において、蝶番の歪みが認められたため、当該扉を点検・修理	D	
11	4号機	気体廃棄物処理系冷凍設備用グリコール溶液タンクレベル計に錆びが認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
12	4号機	原子炉建屋北側二重扉（タービン建屋側）ハンドル中央部において、ナットの外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
13	5号機	廃棄物処理設備中央制御室の濃縮廃液類排出タンク液位記録計の指示計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
14	その他	海生物焼却設備（No. 1）ダストコンベアのガイド板に、摩耗による穴あきが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	その他	海生物焼却設備汚泥貯留ホッパ（A・B）レベル計において、指示不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
16	その他	環境管理システムマニュアルに基づき作成した「環境管理計画」において、安定型処分場の浸透水の測定項目数を定めているが、環境委員会の承認を得ず、当初の計画を下回る測定項目数としたことが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで